

○倉敷市自然環境保全条例

昭和49年3月29日

条例第29号

改正 平成9年12月24日条例第45号

平成11年3月26日条例第1号

平成11年12月22日条例第34号

目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 自然環境の回復（第8条—第11条）

第3章 自然環境の保全（第12条—第30条）

第4章 自然保護監視員（第31条）

第5章 罰則（第32条—第35条）

附則

自然は、人間の力をはるかに超える偉大な存在であり、厳粛な法則と神秘的な摂理を有する。人間は、日光、大気、水、大地及びこれらにはぐくまれた動植物などとともに生存し、かつ、限らない恩恵を受けている。

我々は、自然環境が人間自らの生活基盤であり、かつ、有限であることを深く認識し、無秩序な開発による破壊や汚染から郷土の自然をまもり、その恩恵を享受するとともに、この自然環境を将来の市民に継承することを強く念願して、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、自然環境の保全と回復を図ることにより、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自然環境 日光、大気、水、大地とこれによりはぐくまれた動植物などを一体として総合的にとらえたもので、人間の生存の基盤となるものをいう。
- (2) 自然環境の保全 自然環境が開発その他の行為によつて破壊され損われることを防止し、市民の安全、健康及び福祉の増進を図ることをいう。
- (3) 自然環境の回復 破壊された自然環境を植樹その他の方法によつて復元することを

いう。

(4) 事業者 市内において事業活動を行う者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、あらゆる施策を通じて、自然環境の保全と回復に最大の努力を払わなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、事業活動を行うにあたっては、自然環境の保全と回復について市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、自然環境の保全と回復に自ら努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

(国、県等への要請)

第6条 市長は、自然環境の保全と回復のため必要があると認めるときは、国、県及びその他の関係行政機関の長に対し、必要な措置をとるべきことを要請しなければならない。

(自然破壊の事実の公表)

第7条 市長は、この条例の規定に違反して、著しく自然を破壊している者があるときは、その破壊の事実を市民に公表することができる。

第2章 自然環境の回復

(緑化計画の策定)

第8条 市長は、自然環境を回復し、緑の保全と緑化の推進を図るため、倉敷市環境審議会の意見を聴き、緑化計画を策定し、その実施に努めなければならない。

2 前項の緑化計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 緑の保全に関する基本方針

(2) 緑化推進に関する基本計画

(3) 前2号に掲げるもののほか、緑化についての重要な施策に関する事項

(公共施設の緑化)

第9条 市長は、緑地の確保に資するため、その管理する道路、公園、広場、その他の公共施設における緑化計画を定め、樹木の植栽に努めなければならない。学校等公共施設の管理者においても、また同様とする。

(事業者、土地所有者等の緑化の義務)

第10条 事業者は、事業活動を行うにあたり、当該事業区域内の樹木を伐採したときは、

緑を保全するため、その事業区域内に樹木を植栽し、自ら緑化を図らなければならない。

- 2 土地の所有者又は占有者（以下「土地所有者等」という。）は、自然環境を破壊するおそれのある行為を抑制するとともに、その土地に樹木を植栽し、自ら緑化を図らなければならない。

- 3 前2項の樹木の植栽についての基準は、別に定める。

（空閑地の植栽等）

第11条 市長は、市街地における空閑地で緑化の必要があると認めるものの土地所有者等に対し、当該空閑地の一部又は全部に樹木を植栽することを要請することができる。

- 2 市長は、空閑地に雑草が繁茂し、近隣に著しく迷惑を及ぼしていると認めるときは、当該空閑地の土地所有者等に対し、雑草の除去及び清掃管理等について必要な措置を命ずることができる。

- 3 市長は、第1項の空閑地における樹木の植栽について、別に定めるところにより、助成措置を講ずることができる。

第3章 自然環境の保全

第12条 削除

（自然環境保全地区の指定）

第13条 市長は、自然環境の保全を図るため必要があると認めるときは、次に掲げる区分及び態様により、自然環境を保全する地区（以下「自然環境保全地区」という。）を指定することができる。

- (1) 景観保護地区 山岳、丘陵、樹林、原野、海域、海岸、河川域、池沼、島しょなどのほか、特殊な地形、地質等が良好な景観を呈している土地の区域、又は歴史的遺産と一体となった自然の存する地域で、その歴史的遺産とあわせてその自然環境を保全することが特に必要な土地の区域
- (2) 環境緑地保護地区 市街地及びその周辺地域のうち良好な緑地の存する地域で、市民の健全な生活環境を確保するため、その自然環境の保全をすることが特に必要な土地の区域
- (3) 動植物保護地区 植物の自生地、野生動物の生息地などの地域で、これらの動植物を保護することが特に必要な土地の区域
- (4) 山林保護地区 大気浄化及び保水（水源のかん養、出水調節等をいう。）などの効用が特に高いと認められる山林の存する地域で、その自然環境を保全することが特に必要な土地の区域

- 2 自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第1号に規定する自然公園の区域，自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第14条第1項に規定する原生自然環境保全地域及び同法第22条第1項に規定する自然環境保全地域の区域，都市緑地保全法（昭和48年法律第72号）第3条第1項に規定する緑地保全地区並びに岡山県自然保護条例（昭和46年岡山県条例第63号）第7条第1項に規定する岡山県自然環境保全地域及び同条例第8条第1項に規定する環境緑地保護地域等の区域は，前項の規定により指定する自然環境保全地区（動植物保護地区を除く。）には含まれないものとする。
- 3 市長は，自然環境保全地区の指定をしようとするときは，あらかじめ，倉敷市環境審議会の意見を聴かなければならない。この場合においては，次条第1項に規定する保全計画の案についてもあわせて，その意見を聴かなければならない。
- 4 市長は，自然環境保全地区を指定しようとするときは，あらかじめ，その旨を告示し，その案をその告示の日から2週間公衆の縦覧に供さなければならない。
- 5 前項の規定による告示があつたときは，その区域の住民及び利害関係者は，同項の縦覧期間の満了の日までに縦覧に供された案について，市長に意見書を提出することができる。
- 6 市長は，前項の規定により縦覧に供された案について異議がある旨の意見書の提出があつたとき，又はその自然環境保全地区の指定に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは，公聴会を開催するものとする。
- 7 市長は，自然環境保全地区を指定する場合には，その旨及びその区域を告示しなければならない。
- 8 自然環境保全地区の指定は，前項の告示によつてその効力を生ずる。
- 9 第3項及び前2項の規定は，自然環境保全地区の指定の解除及びその区域の変更についてそれぞれ準用する。

（保全計画）

第14条 自然環境保全地区における自然環境の保全のための規制又は施設に関する計画

（以下「保全計画」という。）は，市長が決定する。

- 2 前項の保全計画には，次の各号に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 保護すべき自然の特質，その他その地域の自然環境の保全についての基本的事項
 - (2) その地域における自然環境の保全のための規制に関する事項
 - (3) その地域における自然環境の保全のための施設に関する事項
- 3 市長は，保全計画を決定したときは，その概要を告示するものとする。
- 4 前条第3項から第6項までの規定は，保全計画の決定について，同条第3項及び前項の

規定は、保全計画の廃止及び変更についてそれぞれ準用する。

（保全事業）

第15条 自然環境保全地区に関する保全事業（保全計画に基づいて執行する事業であつて、その地域における自然環境の保全のための施設で規則で定めるものをいう。以下同じ。）は、市長が行う。

（景観保護地区における行為の制限）

第16条 景観保護地区内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、歴史的遺産の現状を変更する行為で、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第43条若しくは第80条、岡山県文化財保護条例（昭和29年岡山県条例第91号）第10条又は倉敷市文化財保護条例（昭和42年倉敷市条例第97号）第11条の許可を受けて行うものについては、この限りでない。

- (1) 建築物その他工作物を新築し、又は増築すること。
- (2) 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。
- (3) 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- (4) 水面を埋め立て、又は干拓すること。
- (5) 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- (6) 木竹の伐採をすること。
- (7) 市長が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺1キロメートルの区域内において、その湖沼若しくは湿原又はこれらに流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。

（環境緑地保護地区における行為の制限）

第17条 環境緑地保護地区内において、前条第1号から第6号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

（動植物保護地区における行為の禁止）

第18条 動植物保護地区内においては、その動植物保護地区に係る野生動植物（動物の卵を含む。）を、捕獲し、又は採取してはならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 第16条各号の許可を受けた行為（第25条の規定による協議に係る行為を含む。）を行うためにする場合
- (2) 通常管理行為又は軽易な行為のうち、動植物保護地区内における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので、規則で定めるものを行うためにする場合

- (3) 非常災害のために必要な応急措置を行うためにする場合
- (4) 動植物保護地区内に関する保全事業を執行するためにする場合
- (5) 法令に基づいて、国又は地方公共団体が行う行為のうち、動植物保護地区における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので、規則で定めるものを行うためにする場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めて許可した場合
(山林保護地区における行為の制限)

第19条 山林保護地区内において、第16条各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(許可の基準)

第20条 市長は、第16条各号に掲げる行為で規則で定める基準に適合しないものについては、許可をしてはならない。

(許可の条件)

第21条 市長は、第16条、第17条、第18条第6号及び第19条の許可には、自然環境の保全のために必要な限度において条件を付することができる。

(許可の特例)

第22条 市長は、自然環境保全地区を指定し、又はその区域を拡張するときは、あわせて保全計画に基づいて、その区域内において第16条、第17条及び第19条の許可を受けないで行うことができる木竹の伐採の方法及びその限度を指定するものとし、その指定された方法によりその限度内において行う木竹を伐採する行為は、許可を受けることを要しない。

2 自然環境保全地区内において非常災害のために必要な応急措置として行う行為は、第16条、第17条及び第19条の規定による許可を受けることを要しない。この場合において、当該行為をした者は、その行為をした日から起算して14日以内に市長にその旨を届け出なければならない。

3 自然環境保全地区内における第16条に掲げる行為で、森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林の区域又は同法第41条の規定により指定された保安施設地区内において同法第34条第2項（同法第44条において準用する場合を含む。）の許可を受けて行うものについては、第16条、第17条及び第19条の規定による許可を受けることを要しない。

(許可の適用除外)

第23条 次の各号に掲げる行為については、第16条、第17条、第19条及び前条の規定は、

適用しない。

- (1) 自然環境保全地区に関する保全事業として行う行為
- (2) 法令に基づいて国又は地方公共団体が行う行為のうち、自然環境保全地区における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの。
- (3) 通常管理行為又は軽易な行為のうち、自然環境保全地区における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの。

(経過措置)

第24条 自然環境保全地区が指定され若しくはその区域が拡張された際その区域内において、第16条第1号から第6号の行為に着手し、又は第16条第7号に規定する湖沼若しくは湿原が指定された際同号に指定された区域内において同号に掲げる行為に着手している者は、その指定又は区域の拡張の日から起算して6月間は、これらの規定にかかわらず引き続きその行為をすることができる。

- 2 前項の規定する者が同項の期間内にその行為について市長に届け出たときは、第16条、第17条又は第19条の許可を受けたものとみなす。

(国等に対する特例)

第25条 国の機関又は他の地方公共団体が行う行為については、第16条、第17条、第18条第6号及び第19条の許可を受けることを要しない。この場合において、国の機関又は他の地方公共団体は、これらの行為をしようとするときは、あらかじめ市長に協議しなければならない。

(中止命令等)

第26条 市長は、自然環境保全地区における自然環境の保全のため必要があると認めるときは、第16条、第17条、第18条若しくは第19条の規定に違反し、若しくは第21条の規定により許可に付せられた条件に違反した者に対して、その行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合には、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

- 2 市長は、前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下「原状回復等」という。）を命じようとするときは、あらかじめ、当該原状回復等を命ずべき者について意見の聴取を行わなければならない。ただし、その者が正当な理由がなくて意見の聴取に応じないときは、この限りでない。

- 3 第1項の規定により原状回復等を命じた場合に、その者が正当な理由がなくて応じないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところにより、行政代執行を行

うことができる。

(標識の設置)

第27条 市長は、自然環境保全地区を指定したときは、その区域内に自然環境保全地区である旨を表示した標識を設けなければならない。

2 自然環境保全地区内の土地所有者等は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

3 何人も第1項の規定により設けられた標識を設置者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

4 市長は、第1項の規定による行為により損失を受けた者がある場合においては、その損失を受けた者に対して通常生ずべき損失を補償するものとする。

5 前項の規定による損失の補償については、市長と損失を受けた者が協議しなければならない。

(損失の補償)

第28条 市長は、第16条、第17条、第18条第6号若しくは第19条の許可を得ることができないため、又は第21条の規定により許可に条件を付せられたため損失を受けた者がある場合においては、損失を受けた者に対して通常生ずべき損失を補償するものとする。

2 前項の補償を受けようとする者は、市長にこれを請求しなければならない。

3 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、協議のうえ補償すべき金額を決定し、その請求者にこれを通知しなければならない。

(報告及び検査等)

第29条 市長は、自然環境の保全のため必要があると認めるときは、その必要な限度において第16条、第17条、第18条第6号若しくは第19条の許可を受けた者又は第26条第1項の規定により原状回復をなすべき旨を命じられた者に対し、当該許可若しくは命令に係るその行為の実施状況、その他必要な事項について報告を求め、又は職員をして当該行為に係る区域内の土地若しくは建物内に立ち入り当該行為の実施状況を検査させ、若しくは当該行為の自然環境に及ぼす影響を調査させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

(委任)

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 自然保護監視員

(自然保護監視員の設置)

第31条 市に、倉敷市自然保護監視員（以下「監視員」という。）を置く。

2 監視員は、市民であつて、自然環境の保全と回復に関する団体の推薦を受けた者のうちから市長が委嘱する。

3 監視員は、市の自然環境の保全と回復に関する施策に協力し、自然環境の破壊の事実について市に連絡する。

4 監視員は、自然環境の保全と回復に関する施策について市長に意見を述べることができる。

5 前各項に定めるもののほか、監視員の定数その他必要な事項については、規則で定める。

第5章 罰則

第32条 第26条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

第33条 次の各号の一に該当する者は、6月以下の懲役又は5万円以下の罰金に処する。

(1) 第16条、第17条、第18条又は第19条の規定に違反した者

(2) 第21条の規定により許可に付せられた条件に違反した者

第34条 次の各号の一に該当する者は、1万円以下の罰金に処する。

(1) 第27条第3項の規定に違反した者

(2) 第29条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第35条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人、その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和49年6月1日から施行する。

(関係条例の改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和42年倉敷市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表中「

伝統美観審議会委員	同 2,500円	同
-----------	----------	---

」の次に「

自然環境保全審議会委員	同 2,500円	同
同 臨時委員	同 2,500円	同

」を加える

附 則（平成 9 年12月24日条例第45号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成10年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成11年 3 月26日条例第 1 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成11年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成11年12月22日条例第34号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年 1 月 1 日から施行する。